特別養護老人ホームやしろだ苑

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護運営規程

制	定	平成２４年１１月３０日
改	正	平成２７年　３月２５日
改	正	平成２９年１１月１０日
改	正	平成３０年　３月１３日
改	正	令和　元年　９月　５日
改	正	令和　２年１１月１９日
改	正	令和　３年　６月２５日
改	正	令和　３年１１月１８日
改	正	令和　５年　６月　７日
改	正	令和　５年１１月２２日
改	正	令和　６年　３月１３日
改	正	令和　８年　６月　９日

特別養護老人ホームやしろだ苑
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護運営規程

（施設の目的）
第１条　この運営規程は、社会福祉法人にいつ福祉会（以下「事業者」という。）が設置経営する特別養護老人ホームこぐち苑のサテライト施設として特別養護老人ホームやしろだ苑（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型施設サービス」という。）を提供することを目的とする。
２　この規程は、老人福祉法の規定に基づき、社会福祉法人にいつ福祉会が設置する特別養護老人ホームやしろだ苑の事業の運営等について準用する。この場合、規程における「管理者」は「施設長」と読み替えるものとする。
（運営の方針）
第２条　事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
２　事業者は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
３　前項のほか、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年１２月２１日新潟市条例第８９号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
（施設の名称等）
第３条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
（１）施設の名称　　特別養護老人ホームやしろだ苑
（２）施設の所在地　新潟県新潟市秋葉区矢代田１２３４番地１
（入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員）
第４条　施設の入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。
（１）　入居定員　２９人
（２）　ユニットの数　３ユニット
（３）　ユニットごとの入居定員　９人（１ユニット）または１０人（２ユニット）
２　事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（職員の職種、員数及び職務内容）
第５条　施設に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）管理者　　１人
　　職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域

密着型特別養護老人ホーム）の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）医師　　１人

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

（３）生活相談員　１人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービス調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

（４）看護職員　　１人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

（５）介護職員　　１０人以上（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを１人）

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

（６）機能訓練指導員　１人以上

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（７）栄養士　　１人以上

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

（８）介護支援専門員　１人以上

入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な地域密着型施設サービスが提供されるよう地域密着型施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

２　前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を置くものとする。

（地域密着型施設サービスの内容）

第６条　地域密着型施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービス提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

（１）地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

（２）地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

（３）地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

（４）地域密着型施設サービスは、入居者の自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。

（５）職員は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（６）施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその

改善を図るものとする。

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第７条　施設の介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。

２　地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者及びその家族に面接するなど適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

３　施設の介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期等を記載した、地域密着型施設サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議の開催その他専門的な見地から意見を求めた上で、入居者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。また、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該計画を入居者に交付するものとする。

４　施設の介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとし、サービス計画の変更に当たっては、第１項から第３項の規定を準用するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　地域密着型施設サービスの利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚告第１２６号）」に定められる基準の額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供した際には、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。

（１）食事の提供に要する費用　１日当たり　１，８００円

（２）居住に要する費用　ユニット型個室　１日当たり　２，０６６円

（３）入居者の希望による特別な食事の提供に要する費用　実費

（４）理容・美容代　　実費

（５）地域密着型施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

ア　入居者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用　実費

イ　入居者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用　実費

ウ　インフルエンザ予防接種に係る費用　実費

エ　外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代　実費

オ　入居者の希望により居室に家電を持ち込んだ場合の電気代

電気毛布・電気アンカ・冷蔵庫等　１点１日当たり５０円

その他　１点１日当たり４０円

３　前第１項及び第２項の費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、前項

第１号から第３号までの費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入居者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　入居者は、次の事項に留意しなければならない。

（１）入居者は、施設内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

（２）入居者は、施設に危険物を持ち込んではならない。

（３）入居者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。

（４）入居者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

（５）入居者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。

（６）入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居者の心身の状況等により、入居者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。

２　前項第６号の規定により、管理者が、入居者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

（緊急時等の対応）

第１０条　職員は、地域密着型施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

（非常災害対策）

第１１条　事業者は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

２　管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年２回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期するものとする。

３　事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

（２）施設における虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（３）施設において、虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

（４）前３号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２　事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（業務継続計画の策定）

第１３条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以

下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１４条　事業者は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
２　事業者は、施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
（１）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
（２）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（４）感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市及び保健所の指示を求めるなどにより、まん延の防止に万全を期する。
（５）職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によって入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図る。

（苦情等への対応）

第１５条　事業者は、地域密着型施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。
２　事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。
３　事業者は、入居者又は家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
４　事業者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いを行わない。

（地域との連携）

第１６条　事業者は、提供する地域密着型施設サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。
２　運営推進会議の構成員は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は施設が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等とし、おおむね２月に１回以上開催するものとする。
３　事業者は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。また、その内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

（事故発生時の対応）
第１７条　事業者は、地域密着型施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
（１）事故発生防止のための指針の策定
（２）事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
（３）事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的開催
２　事業者は、事故が発生した場合には、速やかに市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
４　事業者は、地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
（秘密の保持）
第１８条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様とする。
２　事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
３　事業者は、居宅介護支援事業者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。
（身体的拘束等の禁止）
第１９条　事業者は、サービス提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
２　事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
（職員の研修）
第２０条　事業者は、職員の質的向上を図るため、研究又は研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に地域密着型施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備し次のとおり研修を実施するものとする。
（１）採用時研修　採用後６か月以内
（２）継続研修　　年１回以上
２　事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
（記録の整備等）
第２１条　施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
（１）地域密着型施設サービス計画
（２）提供した具体的サービス内容等の記録
（３）身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
（４）市への通知に係る記録
（５）苦情の内容等の記録

（６）事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
（７）運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録
２　事業者は、従業者、設備、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附　則
この規程は、平成２４年１２月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年１１月１０日から施行する。
附　則
この規程は、平成３０年３月１３日から施行する。
附　則
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和２年１２月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年８月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年１１月１８日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年６月７日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年１１月２２日から施行する。
附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし，第８条第２項第２号の規定は，令和６年８月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年８月１日から施行する。